

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年2月26日（金曜日）

号外第9号

目次

ページ

○監査委員公表

監査の結果について

1

監査委員公表**神奈川県監査委員公表第6号**

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年2月26日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 太田眞晴
 同 吉川知恵子
 同 梅沢裕之
 同 小野寺慎一郎

監第1279号

令和2年12月18日

請求人 岩田薰様
 同 飛澤美幸様
 同 浅賀きみ江様
 ほか（略）様

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 太田眞晴
 同 吉川知恵子
 同 梅沢裕之
 同 小野寺慎一郎

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和2年10月22日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求のうち、請求日までに1年を経過しているリニア中央新幹線県内駅整備促進事業費の支出については不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から提出された令和2年10月22日付け請求書の内容
 （原則、内容は原文「1、請求の要旨」のまま。ただし、「平成31年度当初予算」を「令和元年度当初予算」に、「リニア

新幹線県内駅整備促進費」を「リニア中央新幹線県内駅整備促進費」に、「令和元年予算」を「令和元年度予算」に、「2年度予算」を「令和2年度予算」に、「神奈川県」を「県」に、「地方自治法」を「法」にそれぞれ表記を変更するとともに、項目番号の一部付け替え等を行った。）

県は、令和元年度当初予算としてリニア中央新幹線県内駅整備促進費として11,293,000円を見積もった。また、令和2年度当初予算としてリニア中央新幹線県内駅整備促進費名目で1,000,000円を見積もった。令和元年度予算については、令和元年6月14日から令和2年2月17日までに、20,034,840円を執行した。事業の概要は、見積書によれば、「県立相原高校跡地の適正な維持管理を行う（目的）」「交通企画課が所管する県有財産の適正な管理を図る（効果）」と記載されている。令和2年度予算は執行していない。

この事業の対象となった県立相原高校跡地には、平成20年10月1日付けで指定番号195号として相模原市の保存樹木になった樹齢100年を超えるクスノキがある。保存樹木になると、「樹木診断の実施」「樹木治療費・高木剪定費の2分の1補助」等が公費で受けられる。県土整備局は、この義務を怠り、クスノキの維持管理に上記予算を一切支出せず、放置してきたばかりか、令和2年3月31日で期限が切れる保存樹木の更新を相模原市に申請せず、指定を解除することに手を貸したものである。クスノキは貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠ったことは明白である。

本件クスノキは、環境省の「巨樹・巨木データベース」にも登録され、地元の御神木として大事にされてきた樹木である。県立相原高校の創立記念に植樹され、長く卒業生や地元の人たちに愛されてきた木である。令和元年7月21日には県の申し出により相模原市の委託業者が市民団体の委託した樹木医とともに、樹勢診断をしている。その際、「一刻も早い治療が必要」との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきたものである。

請求人は、令和2年8月24日付けで相模原市長本村賢太郎に「保存樹木についての質問書」を提出した。その中で、「保存樹木を解除した理由と根拠」を尋ねたところ、市長より「指定期間の満了に際し、神奈川県に再指定の意向について確認したところ、本市がまちづくりを進める上で、現在の位置に保存することはないとしたことを受け、指定期間の更新を行

う必要がないと判断し、再指定しない旨の確認書の提出があつたものです。」との回答を得た。しかしながら、木の所有者は県でありクスノキを県有財産と考えれば、管理を放棄したとしか思えない。

法は、第242条第1項に、「普通地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の長若しくは……職員について、違法若しくは不当な公金の支出……管理若しくは……財産の管理を怠る事実があると認めるときは……監査委員に対し、監査を求め、……当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するための措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。よって、財産の管理を怠った知事黒岩祐治、県土整備局長上前行男に財産管理を適正に行うこと並びに目的外に使つた上記金員の返還を求める。

2 請求人

氏名 岩田 薫

住所 鎌倉市扇ガ谷 4-6-6

ほか (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、内容は原文「別紙 事実証明書」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「相模原市長木村賢太郎」を「相模原市長本村賢太郎」にそれぞれ表記を変更するとともに、項目番号の一部付け替え等を行つた。)

事実証明書1 請求人が令和2年9月10日付けで入手した
県の令和元年度並びに令和2年度歳入歳出予
算見積書の写し (事実を請求人が知った日は
この情報公開請求による開示日である。)

事実証明書2 相模原市長本村賢太郎からの「保存樹木に
ついての質問書について (お答え)」と題する
文書の写し

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和2年10月22日付けをもつて受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、令和2年11月13日に事実証明書3から事実証明書5までの証拠が追加提出された。

(原則、内容は原文「事実証明書 (追加)」のまま。ただし、「県土整備局交通企画課」を「県土整備局都市部交通企画課」に、「元相原高校土壤汚染状況調査業務委託名目」を「元相原高校土壤汚染状況調査業務委託費名目」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「総務局財産経営課」を「総務局財産経営部財産経営課」にそれぞれ表記を変更するとともに、項目番号の一部付け替え等を行つた。)

事実証明書3 リニア中央新幹線県内駅整備促進事業費のうち、県土整備局都市部交通企画課所管の元相原高校土壤汚染状況調査業務委託費名目の歳入歳出予算の決算書と執行書の写

し (令和元年度、請求人が事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がおりた令和2年10月20日以降である)。

事実証明書4 リニア中央新幹線県内駅整備促進事業費のうち、総務局財産経営部財産経営課所管の元相原高校不動産鑑定料名目の支出命令書及び仕訳明細書の写し (令和元年度、請求人が事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がおりた令和2年10月27日以降である)。

事実証明書5 元相原高校のクスノキの保存樹木協定書(平成29年4月1日付け)の写し、保存樹木協定期間満了通知書(令和2年3月13日付け)の写し、保存樹木再指定等確認書(令和2年3月18日付け)の写し (請求人が事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がおりた令和2年10月12日以降である)。

(2) 陳述の内容

請求人のうち岩田薰氏、大沼哲夫氏、飛澤美幸氏、長田宏治氏、渡辺秀雄氏、西村綾子氏、篠田房枝氏及び浅賀み江氏は、令和2年11月13日午前9時20分から神奈川県横浜合同庁舎2階第1監査室において、監査委員に対して陳述を行つた。

陳述の内容は次のとおりであった (発言のまま記載している。)

ア 岩田 薫

それでは陳述を始めさせていただきます。

今回は、神奈川県知事並びに県土整備局長に対する措置請求ということで、請求をさせていただきました。平成31年度に、リニア新幹線県内新駅整備促進費として見積りましたこの予算につきまして、本日提出の資料にございますとおり、支出命令書がございます。すでに支出されているということが、この書類からお分かりいただけると思います。これに関しては、令和元年8月19日から令和2年3月30日まで総計20,034,840円になってございます。これにつきましては、予算見積書、これはすでに証拠資料として出しておりますが、そのなかにこの事業費の内訳に関しまして目的が書いてございます。リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている県立相原高校跡地の適正な維持管理を行う。効果として、交通企画課が所管する県有財産の適正な管理を図る、となってございます。この場所には、樹齢100年を超えるクスノキが立っております。適正な維持管理を行うというために執行された予算であるにもかかわらず、このクスノキの維持管理に予算を一切使っておりません。この本日出しましたとおり、内訳を見ますと、土壤汚染の調査費並びに土地の鑑定費としてこの予算が使われているということがお分かりになると思います。土壤汚染の調査費用、それから土地の鑑定費用ということで使われ、クスノキの樹木の維持管理のために一

切予算を支出していない、このことは誠に遺憾であると私たちは考えております。樹齢100年を超えるクスノキが、相原高校の正門の前に生えているにもかかわらず、しかも相模原市の保存樹木に指定されているにもかかわらず、この維持管理に予算を一切執行せず、全く関係のない土壤汚染調査並びに土地鑑定に予算を使っております。このことは、地方自治法第242条第1項地方自治体は不当な公金の支出、管理又は財産の管理を怠る事実があるときは、監査委員に対し、監査を求められることがあります。私たちが監査請求をしたのはまさにこの条項に基づき、財産管理を適正に行うように、求めている次第であります。目的外に使った先ほどの20,034,840円の金員の返還を求めるという請求の趣旨になってございます。本日提出しました資料の予算の支出命令書をご覧いただけますと、総額が20,034,840円になっております。この返還請求を私たちは提起しております。私の陳述は以上でございます。

イ 大沼 哲夫

私は相原高校を50年前に卒業した大沼哲夫です。これからお話しするのは、皆さんご存じないかもしれませんけれども、15年前にやはりこのクスノキは非常に樹勢が悪いということで、相原高校の同窓会が184万円助成して、環境土木科の生徒全員で工事をしました。あるいは、造園科OBの研究団体である相原造園研究会も参加しています。そういう中で、写真をご覧いただきますと、当時のクスノキはこんな状態で、今のクスノキと全く同じ状態になりました。それで養生工事した後のクスノキはこのように立派に蘇りました。^{よみがえ}現在の状態はまさに15年前のクスノキと同じ、樹勢が衰えています。これについて私が述べたいのは、クスノキの樹勢の衰えは、クスノキ自身の責任ではないということです。これを見守る人間側の問題です。女性で初めて樹木医になられた有名な方で、Aさんがこう言っています。「樹木の声を聞くこと。なぜ弱ったのか、原因をつきとめること。樹木の気持ちになって考えること。樹木も人間も同じ生き物だ。」と言っています。県にお願いしたいのは、クスノキの手当を予算をとつて治療してほしいということです。相原高校のOBとして言いたいことは以上です。これで終わります。

ウ 飛澤 美幸

クスノキの樹木診断について申し上げます。ちまたで「クスノキは倒木しそうな危険な木」という言葉が流布されていることに疑念を抱き、平成29年11月16日に実施されたクスノキの樹木診断結果を情報公開で入手しました。その結果は、移植は難しいが、今の場所に立つてることには問題はない、と読みました。診断を行ったB社の樹木医に電話で問合せたところ、「やはり移植はリスクが大きいけれども、年に1回適切に手入れをすれば倒木の危険はまずない。ただ一方で、リニアの工事が始まると環境の変化などで倒木する可能性が高まることもある」と言われました。

また、樹木に詳しい相原高校の教諭の話によると、「空洞はあっても栄養を通す部分である形成層という部分が生きているので倒木する心配はまずない。根元部分の空洞腐朽率が60%と指摘されているが、この数値は街路樹なら撤去対象だが、クスノキは街路樹ではなく保存樹木だ。」と指摘した。このクスノキ倒木説は、今の場所で保存を考えていない県と市が駅前再開発工事の邪魔になるからと、保存樹木であるクスノキに街路樹の安全基準を当てはめて流布させたものだということが決定的になりました。

令和元年7月8日相模原市長と面談し、クスノキを残すか否かは樹木診断の結果を見て決めるとの約束をし、7月21日に樹木診断の実施を発表。市が依頼したCの診断と、私たちが依頼したB社の樹木医によるダブルの診断が実現。実施の3日前になって突然県土整備局交通企画課から、倒木の危険などを理由に突然樹木診断の延期を言われて紛糾する一幕もありましたけど、結局は市民の見学も柵内に入れないものの許されました。その結果は両者とも、平成29年11月16日の結果に比べ、枯れ枝が増え、新芽が少ないなど、早急な治療が必要だということでした。私たちは再三にわたり樹木医の指示どおりの手当を求めてきましたが、県と市は移植は困難といずれた主張を繰り返し、手当を怠っていました。以上で終わります。ありがとうございました。

エ 長田 宏治

全国巨樹・巨木林の会の会長は言っています。「立派な木があっても、価値を知らず無関心でいると破壊に向かう」と言っています。エジプトのピラミッドを壊す行為と全く同じなんですが、広域交流拠点整備計画橋本小委員会の議事録に、委員として出席した市民の意見で、相原高校跡地はシンボルツリー・クスノキを中心として残す、とありました。ところが、明確な理由もなく、不自然に消去されてしまいました。消去されていることが、議事録により判明しました。市では平成20年10月に保存樹木に指定しました。先代の有志の志を、市民の思いのあるクスノキです。そのクスノキを、工事の邪魔だからと保存樹木指定を今年3月をもって解除してしまいました。2019年7月クスノキの緊急手当を求める要望に対し、同月に樹木診断が実施され、早急な手当をすることできました。結果は100年単位で生きられる、と結果が出ました。にもかかわらず、県では、保存管理予算の2千万円をクスノキに利用せず、他に充当されています。誠に遺憾なことです。以上です。終わります。

オ 渡辺 秀雄

まず、冒頭に申し上げたいんですけども、私はリニアの開通に反対するものではありません。ただし、今の神奈川県の行っていること、この不条理について述べさせていただきたい。特に今まで説明された、リニア関係の事業費予算の積算、それから執行、そういうものにおいて、いかに県が無責任なことを行っているか、そして

県有財産に損害を与えていたか、地域住民の意志を無視しているか、そういうことを事実関係を基に話させていただきたいと思っています。

時間がないので3点に絞りますが、第1点目は、今まで話に出ましたが、2019年7月21日クスノキの樹木診断が行われた。私はその時に立ち会いました。立ち会ってびっくりする光景を見たんです。県の職員と市民が依頼した樹木医が、これを診断させるとかさせないとか、そうゆう子供じみた話の内容を話しているんです。まったくあきれ返りました。さらにはあきれたのは、県の職員は何と言ったかというと、「ここは県の土地だ」と言つたんです。すかさず、市民からどんな声が上がったか、「ここは県民市民の土地だ」という声が上がりました。どういうことかといつたら、県の職員はまったく農蚕学校、私あえて農蚕学校と言いますが、農蚕学校の歴史とかそういうものを全く理解していないと感じました。ですから、たかがクスノキ、されどクスノキで、リニア問題やまちづくり問題、そして何より県の財産の管理怠慢、これがクスノキ問題に集約されていると私は感じています。地域の歴史とか文化を無視して、県土整備行政なんてあり得ないです。どういうものになるかと言つたら、県土の破壊行政になると私は言いたいと思っています。県は、相原高校は県の土地だと言うなら、県有財産の真っ当な予算をたてて、執行し、きちんと管理しろと言いたいです。県有財産の毀損をするなということを1点目で申し上げたい。

2点目は、SDGsのことについてお話ししさせていただきたい。3点目はごみ、除草の問題、イチョウ並木の話をさせていただきたいが、時間がないので写真だけになります。これは跡地に残されていますが、ここに1979年国際児童年記念植樹、「ここに21世紀へぼくらの夢を託し植樹する」と書いてあります。これほったらかしですよ。ここは墓じやないですよ。私はずっと、どういうふうにするのかをチェックしています。それからこれは2019年7月21日樹木医診断の際、ここに雑草がある。これは1年間ほったらかし。我々がボランティアで雑草を処理すると言つたら、慌ててやる。それでその脇にあるヒマラヤスギに関しては、剪定、雑草処理ですよ、そういうふうに書かれているので、でたらめもいいところ。そういうことをぜひ正していただきたいと思います。以上です。

力 西村 綾子

クスノキの命を守るために、県として早急に保全治療に予算をお使いいただきたく思います。このクスノキは、県立相原高校に100年もの長い間生徒たちの成長を見守ってきた大樹であるとともに、多くの市民にとっても相模原の歴史を刻んできた大事な木です。さいこがはら、さがみっぱらといわれた荒涼とした大地を、苦労して開墾して生きてきた農民の希望を託して創設された学校のシンボルであります。また戦後の工場誘致などの人口急

増のもとで、北の玄関口と言われる橋本駅前で、市の発展の歴史を見てきた木ですし、さらには1972年の市民の手によるまちづくりとして作られた初めての総合計画・基本構想では、4つの目標の第一に、青空と緑に囲まれた住みよい相模原と掲げ、これを象徴するシンボルもあります。私たちは、相原高校校舎の解体が始まり、次々と木々が倒されていく中で、胸ふさぐ思いでクスノキの声、命の声を聞きながら、駅前のスタンディングアピールを続けています。通りかかる方々は、よく声をかけていかれます。クスノキを切ることを知らなかつたという方もあり、「本当に切っちゃうんですか」「なんとかならないですか」と驚かれます。卒業生だった方が、学生時代クスノキのもとで語り合ったことを懐かしがつて残してほしいと頼んでいく方もあります。近くにお住まいの方で、騒音に悩まされながら毎日、クスノキはまだ生きているなど見に来るという方もありました。70年代に橋本地区でも公害問題が起き、そのころ自然の大切さに关心が高まって、環境保護が県や市の方針にもなり、保存樹木の指定もその1つと話してくださいました。本来クスノキは手入れさえすれば長生きで、長崎の被爆したクスノキや、数百年の長寿の木も多いです。治療もしないで、保存樹木の指定を外すなど考えられない、まるで高齢者はいらないと言われているよう悲しい。ぜひとも残してほしいとの声も広まっています。県として自然を守り、命を守る県政の1つとして、クスノキを守るための措置を早急にすると必要があると考え、本請求に加わりました。以上で終わります。

キ 篠田 房枝

相原高校のクスノキが、環境省の巨樹・巨木林データベースに登録された経緯を申し述べたいと思います。今年の3月、市の保存樹木の指定が更新されないということを知りまして、私たちは大変落ち込みました。でもその矢先に、会のメンバーの1人が、読売新聞の4月23日付けの記事を見つけました。「巨木守れ」という大見出いで、京都府立の高校の生徒の部活動で、地元の宝、巨木を守ってその魅力を全国に発信するという目的で、丹後半島の巨木探しに取り組んでいくという内容でした。この高校生たちは、2年間で2千本以上の巨木を見ました。そのうち270本を環境省のデータベースに登録するということを活動のなかでされました。このデータベースというのは、環境省が各地に根付く巨木の魅力を再発見してほしいという趣旨で、2013年に開設されまして、全国の巨木データを集約しているものです。現在7万本が登録、公開されているということです。その登録の条件というのは、幹周りが3m以上あるということです。相原高校のクスノキは幹周りが5.1mありますので、この条件を充分クリアするということがわかりまして、私たちはなんとかこのクスノキを残したいという願いが天に通じたものだと思いました。早速登録の申請をいたしまして、5月の連休明けに登録ができました。全国の人た

ちに相原高校のクスノキの存在を知らせることができたということです。この新聞記事の中に、全国巨樹・巨木林の会の会長の言葉が紹介されています。「立派な木があつても、価値を知らず無関心でいると破壊に向かう」ということを言つていらっしゃいます。地球温暖化が進んで大変な危機的な状況になっております。激しい気候変動、大規模災害が頻発しております。この原因は、自然破壊が大変大きな原因になっているということが、知られてきております。自然は1回壊したらなかなか戻ることはできません。相原高校のクスノキは、自然が育んでもくれた100歳を超える大事な木なわけです。県民の歴史的な財産でもあるクスノキを、ぜひ残してほしいと思っているわけなんですが、環境省のデータベースの中にコメントがありますので、読み上げますので、ぜひお聞きいただきたいと思います。「県立相原高校は駅前再開発のため、移転になりました。1922年（大正11年）関東大震災前年の開校記念に植樹されたクスノキは、この3月に市の保存樹木の指定期限が切れ、更新をされていません。学校跡地に残されたこの地域の100年の歴史あるシンボルツリー・クスノキを大切に守りたい、と相模原市の市民団体、橋本の緑と安心を守る会より依頼を受けました。」と記載されております。これは全国に知られているということです。以上で終わります。

ク 浅賀 きみ江

私は35年前に世田谷区から神奈川県橋本に転居してきました。人生の半分をここで暮らし、4人の子育てをしました。当時4歳の長女も今は社会人になって、今回の請求人に連なっております。きちんと県民税も払い、1人は埼玉県に住んでいますが、他の3人は神奈川県民で、きちんと県民税も払っております。この豊かな相原高校の緑環境の中で私は子育てをしてきました。この子たちと私の本当に思い出の地、原風景であります。この環境を大切にしたいと、20数年仲間とともに、学校に了解を得て市民散策会をずっと続けてきました。このクスノキは、関東大震災を生き延び、東日本大震災も生き延び、私たちのこの町を見続けてきた歴史的な教育的自然文化遺産だと考えます。心のなかのオアシスなんです。いま国連でも国際的にもストップ温暖化、SDGsをどう推進していくかということが大きな各国の問題でござります。黒岩知事も気候変動非常事態宣言を述べられておりますが、具体的に地域からこれをまちづくりと含めてやっていくということが1番大事なことだと思います。ぜひこのクスノキを守って、この橋本の地域からそして次世代につなげる地球環境をぜひ守っていきたいと思っております。そうした私たちのこれまで述べてきた願いをぜひ監査委員のみなさまにしっかりと審査していただいて、私たちの大変な共有財産、この環境を含めたクスノキ、シンボルツリーを守って、しっかりとこれを手当して残して、次世代につなげていきたいと思っておりますので、ぜひご審議のほうよろしくお願ひいたします。以上で終

わりたいと思います。ありがとうございました。

2 監査対象事項の特定

請求人は、神奈川県（以下「県」という。）又は県土整備局が行った行為について以下のとおり主張していると認められる。

(1) 県は、リニア中央新幹線県内駅整備促進事業費（以下「県内駅整備促進事業費」という。）として令和元年6月14日から令和2年2月17日までに、20,034,840円を執行した。県内駅整備促進事業費の目的は、見積書によれば県立相原高等学校（以下「県立相原高校」という。）跡地の適正な維持管理を行うことであるのに、県は上記金員を目的外に使用した。

(2) 県土整備局は、県立相原高校跡地にあり、平成20年10月1日から令和2年3月31日まで相模原市（以下「市」という。）の保存樹木であったクスノキ（以下「本件クスノキ」という。）の維持管理に県内駅整備促進事業費を一切支出せず、放置してきたばかりか、保存樹木の指定を解除することに手を貸したものであり、本件クスノキが貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠った。また、令和元年7月21日に県の申出により市が樹勢診断をし、一刻も早い治療が必要との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきた。

したがって、上記を踏まえて、令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件クスノキの現在の財産管理者であり、県内駅整備促進事業費を予算計上した県土整備局都市部交通企画課（以下「交通企画課」という。）及び本件クスノキをこれまで教育財産として管理していた県立相原高校を選定し、令和2年11月20日午前10時から神奈川県新庁舎12階小会議室において交通企画課の職員調査を、同年12月8日午前9時30分から県立相原高校応接室において県立相原高校の職員調査を、それぞれ実施し、交通企画課からは、県内駅整備促進事業費の執行や本件クスノキの管理状況等についての聴取を、県立相原高校からはこれまでの本件クスノキの管理状況、本件クスノキを県立相原高校跡地に残すこととした経緯等についての聴取をそれぞれ行った。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

県立相原高校及び交通企画課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 県立相原高校

ア 本件クスノキがある県立相原高校跡地の沿革及び財産管理について

(イ) 沿革

大正12年4月 県立農蚕学校として開校の際、初代校長によって植樹（詳細な植樹の実施日、

<p>植樹の際の費用及び費用負担は不明</p> <p>昭和5年4月 県立相原農蚕学校と改称</p> <p>昭和23年4月 県立相原農蚕高等学校と改称</p> <p>昭和29年2月 県立相原高等学校と改称</p> <p>平成31年4月 県立相原高校が新校舎に移転</p> <p>(イ) 財産管理</p> <p>平成31年3月までは、教育財産として県立相原高校が管理していた。</p> <p>イ 本件クスノキに係る県立相原高校（本校同窓会を含む）の対応について</p> <p>(ア) 平成20年10月、県立相原高校同窓会（以下「同窓会」という。）の発意により、本件クスノキを市の保存樹木に登録。</p> <p>(イ) 平成29年11月に教育局が実施した樹木医診断の結果、本件クスノキの状態は根元の著しい異常（空洞率61%）などから不健全と判定されたことから、県立相原高校は、生徒の安全確保を最優先するために本件クスノキ周辺の倒木危険範囲への立入禁止措置を実施。</p> <p>(ウ) 同窓会は、当初、本件クスノキを現状のまま出来るだけ長く存続させてほしいと希望していたが、平成30年6月に開催された同窓会総会において、「クスノキは倒木の危険があることから、伐採等を含め今後は県に任せる。人命にかかることがあるので、これ以上同窓会は意見を言うべきではない。伐採する際は、事前に学校から同窓会に報告をいただけないとありがたい。」との結論を得ている。</p> <p>(エ) 本件クスノキから採取した枝を用いて、挿木により本件クスノキの2世を残す取組が進められている。</p> <p>ウ 本件クスノキに対する市による保存樹木指定について 本件クスノキに対する市による保存樹木指定の概要是次のとおりである。</p> <p>(ア) 指定開始日 平成20年10月1日（平成23年4月1日から3か年ごとに更新）</p> <p>(イ) 指定番号 第195号</p> <p>(ウ) 指定理由 市が定める保存樹木の指定基準^(注)を満たしているため</p> <p>(注) 市保存樹木の指定基準 都市計画区域内で、健全かつ、公道又は公有地から樹容が確認できるものであって、次のいずれかに該当するもの a 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上 b 高さ15m以上 c 株立樹木で高さ3m以上 d はん登性樹木で、枝葉の面積が30m²以上</p> <p>(ア) 直近の指定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで</p> <p>(イ) 保存樹木指定協定書の内容 市緑化条例に定める緑化の推進を図るという趣旨を踏まえ、樹木を良好な環境に維持するために樹木の管</p>	<p>理について所有者（甲）と市（乙）の役割分担等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>主な内容</p> <p>a 保存樹木の管理</p> <p>甲 樹木を適正に保全するために行う剪定、樹木及び周辺の美化・清掃、樹木の健康維持 など</p> <p>乙 樹木管理の指導・助言、樹木に関する地域住民等からの意見等の集約、甲が行う管理に対する財政的支援 など</p> <p>b 管理に対する財政的支援</p> <p>乙は保存樹木診断実施要綱に基づき、樹木の健康状態の把握に努めるほか、保存樹木管理費助成金交付要綱に基づき、必要と認められる治療・剪定行為について、財政的な支援を行う。</p> <p>c 指定の解除及び変更に関する協議</p> <p>甲は、保存樹木を良好に維持管理するため、保存樹木が枯済・倒木する恐れのあるとき、所有権の移転が生じたときなどは、あらかじめ乙と協議しなければならない。</p> <p>d 情報公開に関する取り決め</p> <p>乙は保存樹木に関する市民への公開について、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。</p> <p>エ 本件クスノキの樹勢診断について</p> <p>(ア) 実施時期 平成29年11月 教育局実施</p> <p>(イ) 実施の経緯・目的 平成31年4月の県立相原高校移転に向け、樹勢回復等の保全措置の検討のためではなく、クスノキの現状を把握し、移植方法や移植後の活着の可能性について検討するために実施。</p> <p>(ウ) 実施結果 樹木医による診断を実施した結果、根元の著しい異常（空洞率61%）から移植には適さず、また、橋本駅周辺の再開発による環境変化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念されるとのことから「倒木危険度判定C：不健全」（東京都の街路樹の基準において撤去対象）と判定された。</p> <p>オ 平成31年3月に県立相原高校が新校に移植した樹木の選定について 新校への移転を踏まえ、平成28年度に、授業で使用する演習林の樹木候補リストとして、201種類の樹種をリスト化し、それぞれの樹種について、市場の流通状況や移植の可否等について教育局が造園業者と相談の上、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定の樹種、新校の演習林内で新たに樹木を購入して植える樹種、県立相原高校跡地に残す樹種、県立相原高校跡地から新校に移植する樹種の4種類に方針を区分した。</p> <p>その際県立相原高校は、クスノキについては、新校に既存の樹木があるほか、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定であったことや多方面からの助言や指示等に</p>
--	---

より、本件クスノキについては、新校への移植を断念し、希望しないこととした。

この結果、本件クスノキについては、平成31年3月に新校に移植した樹木120本の内訳から外れることとなった。

カ 平成31年3月までの本件クスノキの管理状況について
(イ) 県立相原高校における本件クスノキの日常の管理について

a 県費を伴う管理について

平成29年11月の樹木医による診断の結果、倒木の危険性があるとされたことから、平成30年1月に本件クスノキ周辺に防護フェンスを設置するとともに、本件クスノキを迂回するための簡易舗装歩道等を設置した。

b 県費を伴わない管理について

職員が日常的に目視による点検を実施するとともに、県立相原高校全体の施設維持管理の一環として、必要に応じて除草や落葉掃除等を実施していた。また、台風等の後には被害状況等の確認を行っていた。なお、平成30年1月の防護フェンス等の設置以降は、引き続き職員による目視を実施していたが、日常的な目視では、本件クスノキの状態に大きな変化は見られなかった。

(イ) 他の樹木との管理の違いについて

クスノキは剪定を行い葉が少なくなることで、樹勢が衰える可能性がある樹種であるため、鑑賞のために行う造園的な剪定は行わず、自然の姿を活かした結果、現在のような大樹になった。

(2) 交通企画課

ア 令和元年度の県内駅整備促進事業費について

(イ) 県内駅整備促進事業費の目的について

a 県内駅整備促進事業費は、リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うことを目的とした予算である。なお、県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することであり、まちづくりが実施されるまでの間は、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものである。

b 令和元年度の予算については、「リニア中央新幹線の整備の促進」のために「不動産鑑定評価」と「土壤汚染状況調査」を要する費用を、「高校跡地の管理」のために「フェンス補修」と「除草委託」を要する費用をそれぞれ計上している。

c 「不動産鑑定評価」については、県内駅設置に支障となる既存の高圧線の移設に伴い新設する洞道用地（地下送電管路用地）、並びに存置する高圧線下用地に用益権を設定するに当たり、その補償費を算出することを目的としている。

d 「土壤汚染状況調査」については、有害物質使用特定施設に指定されている県立相原高校の敷地について、学校施設としての利用が終了し、今後、県内駅用地、駅用地の工事ヤード及びまちづくりの事業用地として活用していくために必要となる有害物質使用特定施設の廃止手続きを行うに当たり、土壤の有害物質による汚染の状況について調査を行うことを目的としている。

e 「フェンス補修」及び「除草委託」については、令和元年度から当課の管理指定普通財産となった県立相原高校跡地の適正な管理を実施するため、高校敷地の外周に設置されているフェンスの補修や繁茂した草木が道路上に越境し、地域住人の通行を妨げることのないよう、県立相原高校の外周の除草を実施することを目的としている。

(イ) 令和元年度県内駅整備促進事業費の執行状況について

a 予算額	当初予算額	11,293,000円
	流用増額	12,030,000円
	合計	23,323,000円

b 執行額 20,034,840円

c 執行額内訳

(a) 不動産鑑定評価について

支払年月日	支出額(円)
令和元年9月27日	1,847,880
令和元年10月1日	2,934,360
令和2年3月24日	2,451,900
合 計	7,234,140

(注) 総務局財産経営部財産経営課に再配当し、同課で執行。

(b) 土壤汚染状況調査について

支払年月日	支出額(円)
令和2年1月7日	12,052,700
令和2年4月3日	748,000
合 計	12,800,700

イ 本件クスノキの所在地、本件クスノキがあつた県立相原高校移転の経緯及び財産管理について

(イ) 所在地

相模原市緑区橋本二丁目1番58（県立相原高校跡地）

(イ) 県立相原高校移転の経緯

平成24年3月 リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会^(注)臨時総会で、リニア中央新幹線県内駅を橋本駅周辺に誘致することに合意

平成25年9月 「県有地・県有施設利用調整会議」において、県内駅位置が橋本駅周辺と示された場合は、県立相原高校を移転することを決定。

平成26年10月 国土交通大臣により、D社のリニア中央新幹線の工事実施計画が認可され、県内駅が県立相原高校敷地に設置されることが決定

平成29年8月 教育局が新校舎の建築工事に着手。
 平成30年12月末に新校舎の建築工事を完成させ、翌年4月に新校舎を開校
 平成31年4月 県立相原高校が新校舎に移転
 (注) リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会
 リニア中央新幹線の早期建設と県内駅の誘致を目的に、県、県内全市町村及び商工会議所等で構成。

(イ) 財産管理

本件クスノキを含む県立相原高校跡地に係る行政財産は、県立相原高校の新校舎への移転が完了し教育財産としての用途が終了する平成31年3月31日をもって用途廃止し、同年4月1日に県土整備局（交通企画課）管理の普通財産に管理換えを行った。

(ウ) 本件クスノキに係る相模原市の対応について

(ア) 市は、平成28年8月に策定した「相模原市広域交流拠点整備計画」（以下「市整備計画」という。）において橋本駅南口地区のまちづくり計画の概要を示し、現在、計画の具体化に向けた検討を進めているが、駅前空間の合理的な土地利用の観点から、本件クスノキを現在の位置に残すことはないとしている。また、移植には極めて高いリスクがあり、費用も高額であることから、本件クスノキを利活用したまちづくりは行わないとして決定し、その旨を令和2年3月6日に、本件クスノキの保全を求める市民団体に対し文書で回答している。

(イ) 平成29年度に開催された県立相原高校同窓会において、「土地利用の観点からまちづくりの支障となり、現在の位置に残すことは出来ない」という市の考えを明言している。

(ウ) 平成31年2月の相模原市議会建設委員会において、市民団体からの本件クスノキを残して欲しいとの陳情に対し、「残す計画はない」と明言している。

(エ) 令和元年7月21日に、市が、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため、本件クスノキの現在の状況を確認する目的で、樹木医による概況診断（外観からの診断のみ）を実施した。その結果、樹勢の衰退が進行していることや移植に多額の費用をかけても活着しない可能性があることから別の場所に移植し、活用することもできないと結論付けている。

(オ) 市は、令和2年1月24日に実施された市民団体への説明会において、本件クスノキは「まちづくりの中で残すことはできない」と明言している。あわせて、同年3月6日に市民団体に対し、「クスノキを現在の位置に残すことはできない」と、「市が費用負担し移植することはできない」と、「結果としてクスノキは伐採を余儀なくされる」ことを文書で回答している。

(キ) 市は、新たなまちづくりの中でクスノキ2世の植栽やクスノキ等の樹木があったという歴史を後世に引継ぐ方策について、県立相原高校などと調整を進める意向である。

エ 県立相原高校跡地に係る財産の処分方針について
 県立相原高校跡地に係る財産（土地、建物、工作物、立木）については、「リニア中央新幹線整備に伴う県立相原高校跡地の利活用方針（平成30年12月10日知事決裁）」（以下「本件利活用方針」という。）において、県は次のとおり処分方針を決定している。

(ア) リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産は、高校移転後、速やかに処分（売却）する。

(イ) 駅周辺まちづくりに係る財産（リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産（土地）を除く全ての財産（土地））は、駅周辺まちづくりの実施に伴う財産譲渡までの間、D社の要請に応じ、リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤードとしてD社に貸し付ける。

(ウ) 貸し付ける用地内の建物・工作物・立木については、D社へ無償譲渡し、D社が処分（除却）する。

以上のように、県立相原高校跡地に係る財産は、高校移転後に処分が必要な財産として整理されている。

(オ) 県立相原高校跡地に係る財産管理の考え方について

県立相原高校跡地は、リニア中央新幹線県内駅の設置及び市が進める橋本駅南口地区のまちづくりに活用することが決定しており、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の財産は高校移転後に処分するものと整理されている。

よって、交通企画課管理の普通財産となった平成31年4月1日以降、交通企画課が実施すべき財産の管理は、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することと、まちづくりが実施されるまでの間の県有財産の維持を行うことである。

上記のうち、県有財産の維持については、まちづくりが実施されるまでの間、県有地への立入禁止措置の実施や草木による周辺住民へ影響の防止などの第三者被害を防止するためのものであり、本件クスノキを含む立木の管理は、落枝、落葉、県有地外への枝の張り出し及び倒木による被害の防止の観点から実施している。

(カ) 平成31年4月以降の本件クスノキの管理状況について

本件クスノキの日常的な管理については、不定期ではあるが、おおむね月に1回程度、交通企画課職員が現地の状況確認を行っており、これまでに第三者被害発生のおそれ等の財産管理上の不具合は確認していない。

また、県立相原高校跡地においては、平成31年4月1日の管理換え以降、リニア中央新幹線県内駅設置に関連した工事等が実施されており、D社やE社などの事業者及び駐輪場として使用している県立相原高校等と、県立相原高校跡地の維持管理に係る体制を構築して適切な財産管理に努めている。この管理体制により、事業者等の協力も得ながら、本来、財産管理者である交通企画課が実施すべき日常的な巡視や台風などの自然災害後の現地確認などにも適切に対応している。

(キ) 本件クスノキについて保存樹木再指定の申請を行わな

かつた理由について

県立相原高校跡地を含む橋本駅南口地区では、市が主体となり新たなまちづくりの検討が進められており、県はまちづくりに協力する立場であることから、本件クスノキの扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねている。

市は、平成31年2月に相模原市議会建設委員会において、市民団体からの本件クスノキを残してほしいとの陳情に対し、「駅前空間の合理的な土地利用の観点からクスノキは残せない」と答弁している。また、令和2年1月には、市が開催した本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを利活用することはないと表明した。これにより、本件クスノキを保全する必要性がないことが明らかとなつたことから、令和2年3月31日の指定期間満了に際して、保存樹木として再指定しないことを申し入れた。

なお、保存樹木再指定の意向調査の際、市に対し、仮に市がまちづくりの中で本件クスノキを利活用するなど保全の必要がある場合、すなわち保存樹木再指定の必要がある場合は、本件クスノキを市に譲渡することも含め調整を行う旨の申入れを行ったが、市は、土地利用の観点から本件クスノキを現在の位置に残すことはできないとしており、本件クスノキの譲渡を受けるとの回答はなかつた。

ク 本件クスノキの樹勢診断について

(イ) 実施時期

令和元年7月 市実施

(ロ) 実施の経緯・目的

本件クスノキの保全を求める市民団体からの要望を受け、令和元年7月21日に、市が、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため、本件クスノキの現在の状況を確認する目的で、樹木医による概況診断（外観からの診断のみ）を実施した。その結果、平成29年の調査時点より衰退が進行しているとの診断結果が得られ、これを受けて、市は、まちづくりの中で本件クスノキを残すことないと結論に至っている。

なお、この概況診断は、保存樹木指定協定書に基づき、県から市に対して要請した結果、実施されたもので、同日には、市民団体が依頼した樹木医による概況診断も実施されている。

ケ 本件監査請求に対する見解について

(イ) 「県土整備局は、この義務を怠り、クスノキの維持管理に上記予算を一切支出せず、放置してきたばかりか、令和2年3月31日で期限が切れる保存樹木の更新を相模原市に申請せず、指定を解除することに手を貸したものである。クスノキは貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠った」との請求人の主張に対する見解について

- ・ 本件クスノキの保存樹木指定を発意した同窓会か

らは、平成30年6月に開催された総会において、クスノキの扱いについて「伐採等を含め今後は県に任せること」との結論を得ている。

- ・ また、本件クスノキを含む県立相原高校跡地に係る県有財産については、平成30年12月に本件利活用方針において、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理され、新校舎への移転が完了し教育用行政財産としての用途が終了する平成31年3月31日をもって用途廃止された。

- ・ 一方、県立相原高校跡地を含む橋本駅南口地区では、市が主体となり新たなまちづくりの検討が進められており、県はまちづくりに協力する立場であることから、本件クスノキの扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねている。

- ・ 市は、平成31年2月に相模原市議会建設委員会において、市民団体からの本件クスノキを残してほしいとの陳情に対し、「駅前空間の合理的な土地利用の観点からクスノキは残せない」と答弁している。また、令和2年1月には、市が開催した本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを利活用することはないと表明している。

以上のことから本件クスノキを保全する必要性がないことは明らかであり、「義務を怠り、管理を怠った」との請求人の主張は当たらない。

(ロ) 「令和元年7月21日には県の申し出により市の委託業者が市民団体の委託した樹木医とともに、樹勢診断をしている。その際、「一刻も早い治療が必要」との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきたものである」との請求人の主張に対する見解について

- ・ 市は、令和元年の診断以前から、本件クスノキをまちづくりの中で残すことはないと明言しており、また、診断結果を受け改めて行った移植検討においても、樹勢の衰退が進行していることや移植に多額の費用をかけても活着しない可能性があることから別の場所に移植し、活用することもできないと結論付けている。

- ・ これらの市の判断から、本件クスノキはいずれ伐採される樹木であり、「県は治療を放棄してきたもの」との請求人の主張は当たらない。

(ハ) 令和元年度県内駅整備促進事業費について、「県立相原高校跡地の適正な維持管理を行う（目的）」としながら、「（クスノキの維持管理に上記予算を一切支出せず）」「令和元年6月14日から令和2年2月17日までに、20,034,840円を執行した」「目的外に使った」との請求人の主張に対する見解について

- ・ 県内駅整備促進事業費は、リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となつ